【資料5】

最近の家畜衛生をめぐる情勢について

平成30年7月9日

農林水産省消費・安全局動物衛生課

MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

高・低病原性鳥インフルエンザ対策の概要

- 海外の発生情報の収集及び水際検疫体制の確立。
- 家きん・野鳥のモニタリングによる監視及び異常家きん等の早期発見・早期通報の徹底。
- 農場の飼養衛生管理の徹底による発生予防対策の実施。
- 防疫演習や緊急防疫対応等の危機管理体制の構築。
- 発生時の殺処分及び移動制限などの迅速なまん延防止対策の実施。

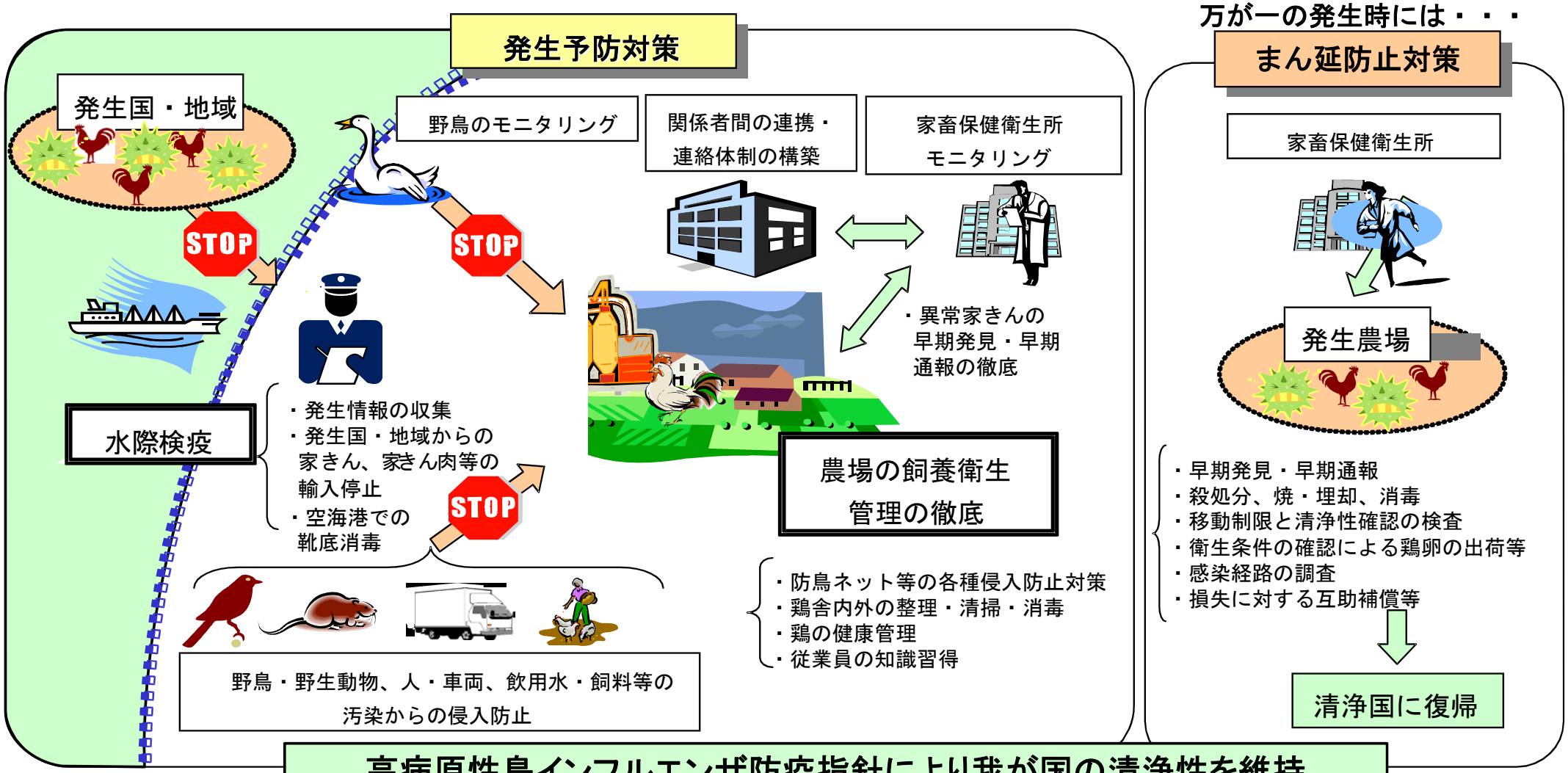

高病原性鳥インフルエンザ防疫指針により我が国の清浄性を維持

国内における高病原性鳥インフルエンザの発生状況（平成29年11月以降）

（平成30年4月12日時点）

野鳥　３県46事例〔島根県（７事例）、東京都（１事例）、兵庫県（38事例）〕

都道府県	市町村	検体回収日	種名	検査優先種（注）	羽数
島根県	松江市	平成29年11月5日	コブハクチョウ	1	1
		平成29年11月7日	キンクロハジロ	1	1
		平成29年11月9日	キンクロハジロ	1	1
		平成29年11月10日	ユリカモメ	1	1
		平成29年11月11日	コブハクチョウ	1	1
		平成29年11月12日	コブハクチョウ	1	1
		平成29年11月12日	キンクロハジロ	1	1
東京都	大田区	平成30年1月5日	オオタカ	1	1
兵庫県	伊丹市	平成30年3月1日～25日	ハシブトカラス	その他	38

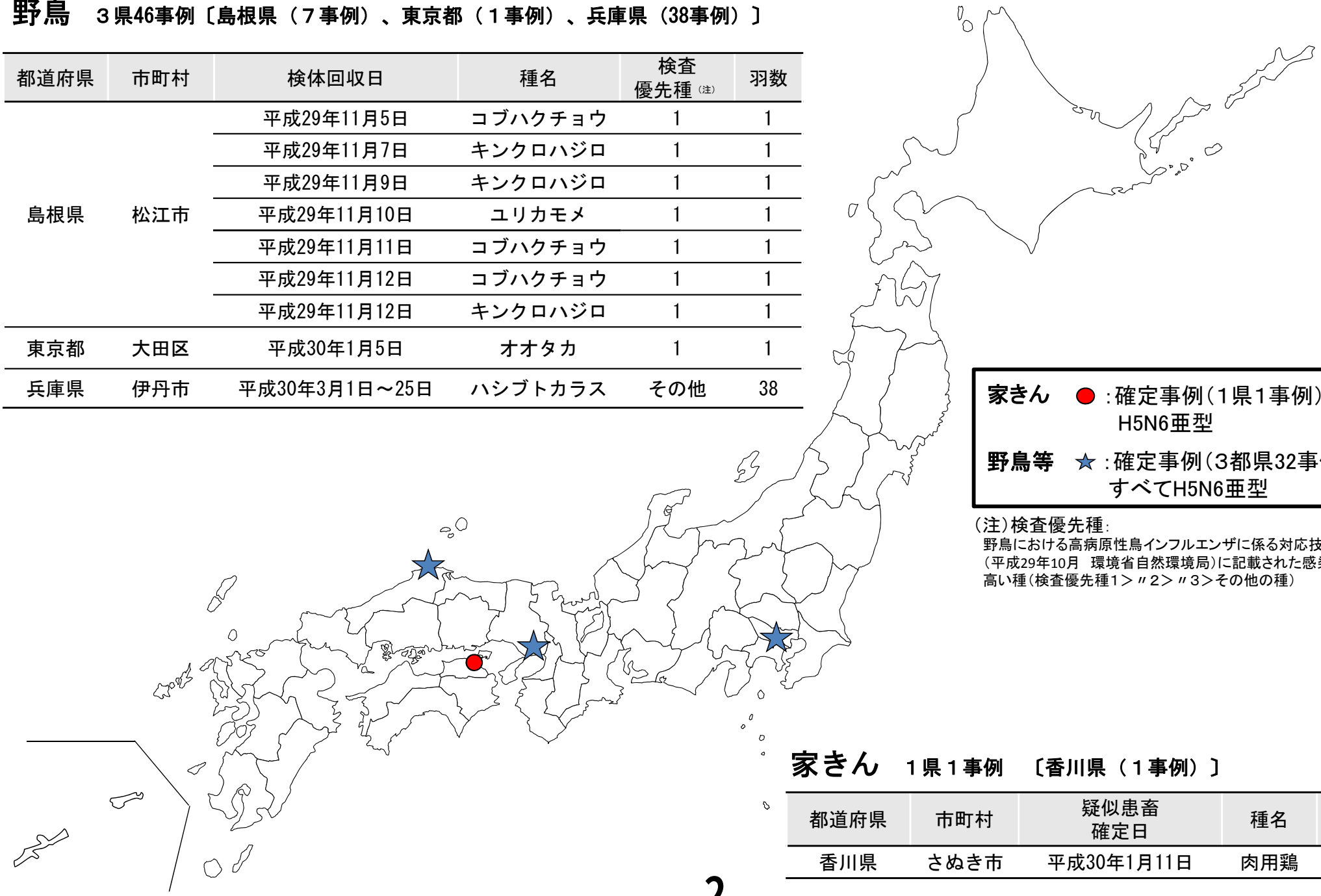

家きん　●：確定事例（1県1事例）
H5N6亜型

野鳥等　★：確定事例（3都県32事例）
すべてH5N6亜型

（注）検査優先種：
野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル（平成29年10月　環境省自然環境局）に記載された感染リスクの高い種（検査優先種1＞〃2＞〃3＞その他の種）

家きん　１県１事例　〔香川県（１事例）〕

都道府県	市町村	疑似患畜確定日	種名	飼養羽数
香川県	さぬき市	平成30年1月11日	肉用鶏	約9.1万羽

香川県さぬき市における鳥インフルエンザへの対応について

＜発生状況と政府の初動対応＞

（1）1月10日（水）、香川県さぬき市の肉用鶏農場において、死亡羽数が平時と比べて増加したことから、簡易検査を実施したところ、陽性と判明。

（2）同日、農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部を開催し、疑似患畜と判定された場合の対応方針を決定。

（3）翌11日（木）夜、H5亜型陽性（疑似患畜）と判明したことから、

① 農水省対策本部で決定した対応方針に基づく措置を迅速に実施し、

② 12日（金）、関係閣僚会議、関係府省庁連絡会議が開催され、本病に政府をあげて対応をすることを確認するとともに、関係府省庁間での連携を確認。

（4）同12日（金）、遺伝子解析の結果、N6亜型であることが判明し、高病原性鳥インフルエンザの患畜と判定。

＜発生農場等の概要＞

	農場所在地	飼養状況	用途
発生農場	香川県さぬき市	約5.1万羽	肉用鶏
疫学関連農場	香川県さぬき市	約4.0万羽	肉用鶏

（参考）周辺半径10km圏内の農場　※発生農場、関連農場は除く

	肉用鶏		採卵鶏		種鶏		合計	
	戸	羽	戸	羽	戸	羽	戸	羽
3km圏内	2	42,300	1	925	4	21,200	7	64,425
3-10km圏内	6	302,043	12	694,561	1	10,000	19	1,006,604
合計	8	344,343	13	695,486	5	31,200	26	1,071,029

＜防疫対応の推移＞

○ 防疫措置状況　※関連農場含む。

1月12日（金）、殺処分（約9.1万羽）完了。

1月14日（日）、消毒等の防疫措置完了。

○ 家きん卵等出荷のための検査

1月12日（金）以降、制限区域内にある13戸の採卵鶏農家について、必要な措置を講じることで順次出荷を再開。

○ 発生状況確認検査

1月12日（金）、3km圏内の検査対象である7戸について、検査開始（臨床検査、抗体検査及びウイルス分離検査）し、1月16日（火）、陰性確認。

○ 清浄性確認検査

1月25日（木）、3km圏内の検査対象である7戸について、検査開始（臨床検査、抗体検査及びウイルス分離検査）し、1月29日（月）、陰性確認。同日24時（30日0時）に搬出制限を解除。

2月4日（日）24時（5日0時）に移動制限を解除。

○ 経営再開に向けた検査

5月25日（金）、発生農場における環境検査及びモニター家きん検査終了。（家きんの再導入済）

＜特記事項＞

・四国で初めての高病原性鳥インフルエンザの発生。
・1月10日の遺伝子検査で判定に至らず、翌日に再検査を実施。
・これを機に、当面の検査体制について、以下の改善策を措置。
　① 簡易検査に使用する検体数を増加（5検体→11検体）
　② 簡易検査で陽性が出た段階で、農研機構動物衛生研究部門にも検体を運搬（検査のバックアップ）

予防対策の重要ポイント

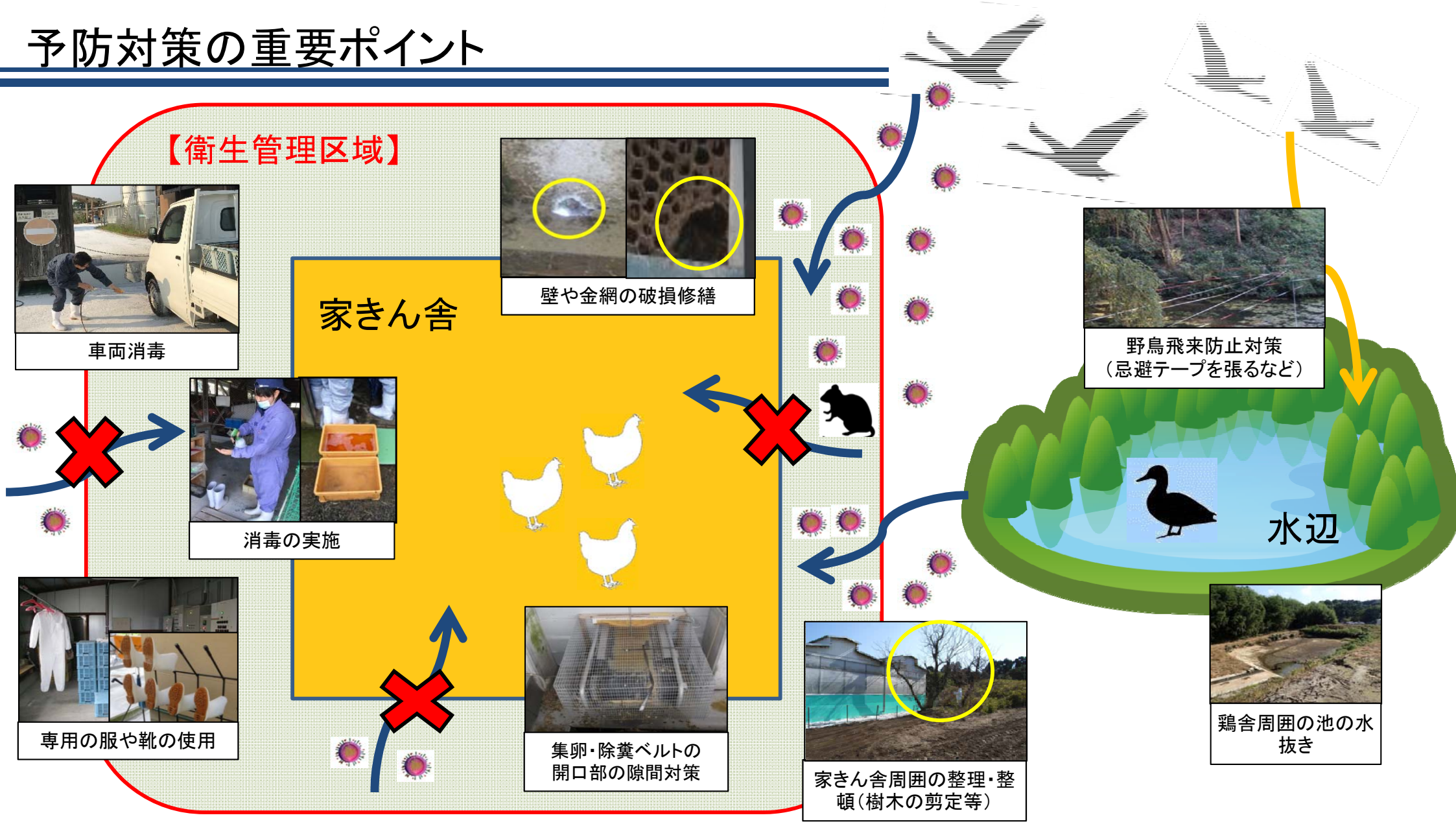

①人・物・車両によるウイルスの持込み防止
- 衛生管理区域、家きん舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底
- 衛生管理区域専用の衣服、靴、家きん舎ごとの専用の靴の使用
- 上記措置の記録

②野生動物対策
- 防鳥ネットの設置・修繕、壁の破損・隙間の修繕
- 家きん舎周囲の清掃、整理・整頓
- 上記措置の定期点検

周辺に水辺のある農場は
①、②の予防対策を徹底

（リスクを減らす取組（季節を限って水を抜く、野鳥を寄せ付けないよう忌避テープを張るなど）が効果的）

高病原性鳥インフルエンザの発生に係る防疫対応にご協力頂いた方々への大臣感謝状授与

（全国の57機関・企業・団体に交付）

自衛隊第10師団に対する
農林水産大臣感謝状の手交
（左：東海農政局吉田消費・安全部長、
受領者：古屋幕僚長）

国立研究開発法人　農業・食品産業技術総合研究機構　動物衛生研究部門長に対する
農林水産大臣感謝状の手交
（左：上月政務官、受領者：坂本部門長）

近年の高病原性鳥インフルエンザの発生とその対応

<平成15年度の発生> H5N1亜型(高病原性)

1～3月　山口県(1農場 約3万羽)
大分県(1農場　14羽)
京都府(2農場 約24万羽)

・我が国で79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生
・家畜伝染病予防法の改正と特定家畜伝染病防疫指針の策定
・「鳥インフルエンザ緊急総合対策」を取りまとめ
・家畜防疫互助基金の造成、経営維持資金の融通
・緊急ワクチンの備蓄

<平成18年度の発生> H5N1亜型(高病原性)

1～2月　宮崎県(2農場 約7万羽)
岡山県(1農場 約1万羽)
宮崎県(1農場 約9万羽)
※平成19年3月1日までに、全ての移動制限解除

・平成20年2月防疫指針変更(食鳥処理場等の例外措置等)
・養鶏農場への立入検査、衛生管理テキストの作成・普及
・モニタリングの強化及び早期発見・早期通報の徹底の通知

<平成22年度の発生> H5N1亜型(高病原性)

11～3月　全9県(24農場　約183万羽)
※発生状況、対応の詳細については次頁参照

<平成26年度の発生> H5N8亜型(高病原性)

4月　熊本県(1農場　約5万羽)(関連1農場　約5万羽も同様の措置)
12～1月　宮崎県(2農場　約5万羽)
山口県(1農場　約3万羽)
岡山県(1農場　約20万羽)
佐賀県(1農場　約5万羽)(関連1農場　約3万羽も同様の措置)
※平成27年2月14日までに、すべての移動制限解除

・防疫指針に基づく迅速な防疫措置を実施

<平成28年度の発生> H5N6亜型(高病原性)

11～3月　青森県(2農場　約2.3万羽)
新潟県(2農場　約55万羽)
北海道(1農場　約28万羽)
宮崎県(2農場　約28万羽)
熊本県(1農場　約9.2万羽)
岐阜県(1農場　約8.1万羽)
佐賀県(1農場　約7.1万羽)
宮城県(1農場　約22万羽)
千葉県(1農場　約6.2万羽)

平成29年4月18日までに、すべての移動制限解除

<平成29年度の発生> H5N6亜型(高病原性)

1月　香川県(1農場　約5.1万羽)
(関連1農場　約4.0万羽も同様の措置)
※平成30年2月5日までに移動制限解除

・防疫指針に基づく迅速な防疫措置を実施

<平成17年度の発生>H5N2亜型(低病原性)

6～1月　茨城県・埼玉県(41農場　約578万羽)

・平成18年4月までに殺処分を終了
・低病原性であることを踏まえ、一定の条件を満たす農場に監視プログラムを適用
・平成18年12月、防疫指針に、低病原性の発生時の防疫措置を追加

<平成20年度の発生>H7N6亜型(低病原性)

2～3月　愛知県(7農場(うずら)　約160万羽)
※平成21年5月11日までに、全ての移動制限解除

・全国全てのうずら農場等で立入検査を行い、陰性を確認
・家畜防疫互助基金対象家畜に平成21年度からうずらを追加

※野鳥における発生

・平成20年　全3県
・平成22～23年　全16県
(他3県における動物園等の飼育鳥からウイルスを確認)
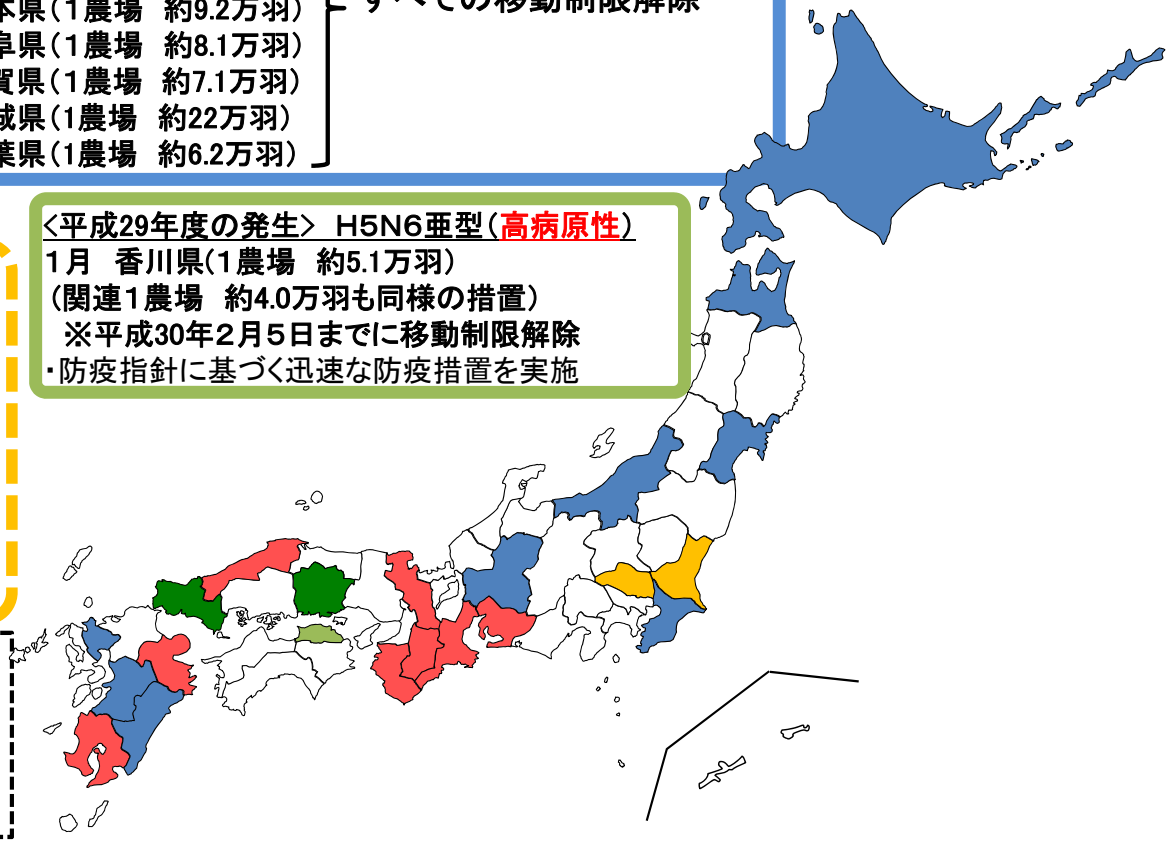
・平成26～27年　全6県12例(H5N8型)
・平成28～29年　全22都道府県 218例(H5N6型)
・平成29～30年　全3都県32件(H5N6型)
(平成30年3月13日時点)